

## 報恩寺永代供養墓使用規則

この規則は宗教法人報恩寺 永代供養墓の使用方法について定めたものです。使用者の方は、この規則並びに報恩寺の指示に従うものとします。

- 1、 報恩寺永代供養墓の使用者は、報恩寺檀信徒（報恩寺永代供養墓使用時に報恩寺檀信徒として入檀される方を含む）に限ります。
- 2、 報恩寺永代供養墓の管理・保全是報恩寺が行います。
- 3、 お骨は骨壺で三十三回忌まで安置し、以降合祀します。
- 4、 毎年 8 月 7 日の報恩寺大施餓鬼会法要にて納骨者の読込供養をいたします。
- 5、 納骨者の戒名・俗名・没年月日・行年 を銘石板に刻み側面の壁に掲げます。
- 6、 永代供養墓の使用料は原則として一体 35 万円（銘石板含む）とします。
- 7、 使用料納付後に、使用者側の都合により解約される場合に於いて、既納の使用料は返還いたしません。
- 8、 申込者からの使用料受領後、墓地永代使用認諾書と永代回向証を発行します。  
墓地永代使用認諾書に記載されている事項に変更が生じた時は、関係者は直ちに報恩寺まで届けるものとします。
- 9、 本規則に定めのない事項については、法律・条例などの定めるほか、そのつど報恩寺により決定します。
- 10、 この規則は平成 28 年 1 月 17 日より運用します